

1 基本的な考え方

「いじめ」とは、栄小学校に在籍している児童に対して、栄小学校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものである。

栄小学校では、いじめはどの児童にも起こりうることであり、加害者にもなりうる問題である。また、いじめは、いじめを受けた児童の心に長く深く傷を残すもので、とりわけ児童の尊い生命が失われることや人権が侵害されるようなことがあってはならない。

本校では、いじめを起こさせないために、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的に対応する。

「いじめ」を把握した際や、いじめの被害を訴えてきた児童がいた際は、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確認し、対応にあたる。そのために、いじめに対する認識を全教職員で共有し、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止といじめの早期発見、早期対応に全力で取り組んでいく。

本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「西東京市立栄小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 未然防止のための取組

- ・いじめを生まない、許さない学校づくりとして、いじめ問題も組織的に対応する「学校いじめ「対策委員会」を設置する。
- ・担任や他の教員が問題を抱えた児童にいち早く気づき、子供の変化に敏感に対応できる体制づくりとして「教育相談」の充実を図る。
- ・いじめを生まない風土づくりとして日頃から分かる授業に努め、学校統一の授業規律を確立して全ての教員が共通理解して取り組める生活指導を行う。
- ・道徳や学級活動において児童がいじめを深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚させる。
- ・児童会によるよりよい校内生活への取組を行い、「いじめはしない・させない・許さない」キャンペーン等を進め、見て見ぬ振りをしない児童集団づくりを行う。
- ・年3回のいじめアンケート、生活振り返りアンケートを行い、いじめを許さない児童の意識を常に育てる。
- ・異年齢集団活動や学級活動等を通して、児童の自尊感情、自己肯定感を育み、よりよい人間関係を築こうとする実践意欲を高める。

3 早期発見のための取組

- ・教員と児童による二者面談、教育相談活動として「お話タイム」を年間2回（6月、12月）実施し、問題の早期発見に努める。
- ・いじめにつながる行動や相談があった際は、すぐに「学校いじめ対策委員会」を開催し、気になる児童やグループの情報を寄せ合い、必要に応じて聞き取りを行うなどの対策を講じる。記録はファイリングして校内で共有できるようにする。
- ・毎週金曜日に生活指導夕会を行い、学年毎の児童の情報交換を行い、学校全体でいじめの早期発見・早期対応に努め、早期解決につなげる。
- ・スクールカウンセラーによる児童や保護者の相談の機会を設けるとともに、相談しやすい環境を常に整える。

4 早期対応のための取組

(1) 初期対応の取組

- ・ 学校は、いじめ実態調査などを通じて把握した情報に基づき、学校全体で対応方針を共有して取り組む。
- ・ いじめを把握した場合には、学校いじめ対策委員会を核として、緊急に会議を開催し、情報の共有を図るとともに、被害児童への支援、加害児童への指導、周囲の児童へのケアについて、教職員の役割分担の明確化を図る。
- ・ いじめを把握した場合には、速やかに西東京市教育委員会に報告するとともに、いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、田無警察署と連携して対処する。

(2) 被害児童・生徒への支援

- ・ 学校は、児童の安全確保のために、状況をきめ細かく把握する。
- ・ 授業中や休み時間を利用した複数の教員による毎日の声かけや、朝会等を利用した児童の情報の共有、登下校時の付き添い等を実施する。
- ・ また、いじめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、被害児童やその保護者をケアする。

(3) 加害児童・生徒への指導

- ・ 学校は、加害児童を特定した上で、いじめをやめさせ、再発を防止するため、個の教員による単発の指導に終わることなく、学校いじめ対策委員会が中心となって組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。
- ・ 必要に応じ保護者にもいじめをやめさせるよう指導する。
- ・ 状況に応じ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携の下、加害児童の心のケアを実施する。

5 重大事態への対処

- ・ いじめが重大な事態へと発展した場合は、いじめられた児童の安全を確保する。
- ・ 補教体制を整えたり、別室での学習を認めたりするなど、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ 速やかに教育委員会に報告し、市と連携した対処を開始する。
- ・ いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、田無警察署と連携した対処を行う。
- ・ いじめの原因の一つとして被害児童や加害児童の家庭に児童虐待などがあると疑われる場合には、家庭支援センターや小平児童相談所などの福祉機関に速やかに通報する。
- ・ 児童に精神疾患などが認められる場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門的見地からの助言を踏まえつつ、速やかに医療機関に相談する。
- ・ 重大事件に係る事実関係を明確にするための調査の実施を行うとともに、「西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会」が行う調査に協力する。
- ・ 重大事案の調査結果についての、市条例第 12 条に規定する「西東京市いじめ問題調査委員会」が行う調査（再調査）に協力する。
- ・ 保護者と連携を取りながら、被害児童・加害児童・周囲の児童へのケアを行う。

6 組織的な対応の在り方

(1) 組織的な指導体制

- ・ 校内組織として「いじめ対策委員会」を設置し、いじめ防止等の対応を行っていく。
- ・ 委員会は、校長・副校長・主幹教諭（生活指導主任・教務主任）・主任養護教諭・養護教諭・特別教育支援コーディネーター・スクールカウンセラー・担任で構成する。
- ・ いじめ発生時は、委員会を中心に全教職員で対応する。

(2) 相談体制

- ・ 学校は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと教員との情報共有の徹底や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる授業観察などを積極的に実施する。
- ・ 被害児童の保護者が大きなストレスを感じることを想定されることから、保護者の心のケアを行うため、積極的にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用する。

7 研修体制

- ・ いじめの未然防止に関する研修を年間通して行い、教職員の意識を向上させ、いじめの未然防止・早期発見・早期対応について共通理解を図ると共にいじめ防止へのアンテナを高くする。
- ・ いじめのない学級づくりにつなげるために、自尊感情や自己肯定感を高めるための校内研修を行い、よりよい学級経営を推進する。
- ・ 「いじめ防止基本方針」の周知を4月当初に行い、全教職員が共通の意識で臨める校内体制づくりを徹底する。